

全ト協発第294号(環)

平成29年9月11日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克己



### 「トラック事業における総合安全プラン2020」の策定について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成29年6月30日、国土交通省は、2020年までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定、公表しました。

本プランは、軽井沢スキーバス事故等を受けた安全対策や、「利用者」を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築等の新たな施策を追加するとともに、各業態（トラック、バス、タクシー）における目標設定を行うこと等により、より安全な輸送サービスの提供の実現を目指すものです。

これを受け全日本トラック協会では、本日9月11日に交通対策委員会を開催し、「トラック事業における総合安全プラン2020」を別添のとおり策定しました。

このプランでは、2020年までに死者数を200人以下とすること等、国土交通省から示された新たな目標を達成するためには、その重点施策に沿って、これまでトラック業界として取り組んできた各種交通事故防止対策を進めることに加え、事業用トラックによる死亡事故件数に係る新たな数値目標について、「事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり『1.5』件以下とし、各都道府県（車籍別）の共有目標とする。」ことが承認されました。

つきましては、各都道府県トラック協会におかれましても、本プラン策定の趣旨をご理解のうえ、貴協会傘下の会員事業者への周知方よろしくお願い致します。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

# 「トラック事業における総合安全プラン2020」目標達成に向けた取組み

平成29年9月

## 目標

国  
交  
省

### ■ 事業用自動車総合安全プラン2020

区分	平成28年実績(参考)	平成32年目標
交通事故死者数	363人	235人以下
人身事故件数	33,336件	23,100件以下
飲酒運転事故件数	54件	飲酒運転ゼロ

全  
ト  
協

### ■ トラック事業における総合安全プラン2020

区分	平成28年実績(参考)	平成32年目標
交通事故死者数	270人	200人以下
人身事故件数	14,600件	12,500件以下
飲酒運転事故件数	37件	飲酒運転ゼロ

## 当面の重点削減目標と具体的促進策

### ★死亡事故件数に係る新たな数値目標(重点削減目標)の設定

- 事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」件以下とし、各都道府県(車籍別)の共有目標とする。

### ★重点削減目標に向けた具体的促進策

- 事業用トラック重点事故対策マニュアルに基づいた各種セミナーの開催・受講の促進
- 飲酒運転撲滅運動の推進
- ドラレコ及びデジタコ等安全管理機器のより積極的な導入の促進

## トラック事業における目標達成に向けた取組み内容

※ 詳細は別表のとおり。

### 1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

- 運輸安全マネジメントについて、官民一体で取り組む普及・啓発活動の推進。
- 交通事故防止の意識の高揚を目的とした「トラック追突事故防止マニュアル活用セミナー」、「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」、「ドライブレコーダ活用セミナー」の全国各地での開催。
- 都道府県協会における初任運転者教育の充実、安全運転研修に対する助成の実施等。
- 運転技術、安全意識向上を目的とした、トラックドライバー・コンテストの実施。
- 「正しい運転・明るい輸送運動」「年末年始の輸送等に関する安全総点検」等、各種事故防止キャンペーンの実施および、事故防止コンクール(運転経歴証明書取得)の全国展開。
- Gマーク制度および引越安心マーク制度の普及促進。
- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。
- 「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。

### 2. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

- 飲酒運転撲滅運動の推進。
- 「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発。

### 3. 自動運転、ICT等新技術の開発・利用・普及の推進

- 衝突被害軽減ブレーキ等のASV関連機器、運行記録計、ドライブレコーダ等の運行管理・支援機器の普及拡大の促進。

- 衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した都道府県トラック協会の会員事業者(中小企業者)に対する導入助成。
- 高度なIT点呼システムの構築と普及拡大および、高機能アルコールチェッカーの活用、推進。
- 「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」の実施。
- ドライバーの睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成事業の実施。

### 4. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

- 高齢歩行者が事故被害者となる事故実態の関係者への周知徹底。
- 高齢歩行者特有の行動(昼間の交差点及び夜間の道路横断)の啓発活動。
- 事業用トラックドライバーに対する高齢歩行者早期認知の呼びかけ。
- 交差点通過時における車両周辺歩行者等の安全確認の励行。

### 5. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

- ◆ 死亡事故件数を各都道府県(車籍別)の共有目標とした取り組みの促進
  - 事業用トラック事故対策マニュアル(追突・交差点)の策定および、対策セミナー開催・受講の促進。
- ◆ 事故分析及び有効な事故防止対策の検討・活用
  - 車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等、詳細な事故分析手法への見直しおよび迅速かつ効果的な検証による新たな対策の樹立。
  - 交通事故の種類・類型等の詳細分析による傾向と対策の実施。
- ◆ ドラレコ映像等の情報を活用した運転特性の確認、指導監督の徹底
  - 「ドラレコ導入の手引き」、「ドラレコ活用マニュアル」、「ヒヤリハット集」の製作とホームページ公表。
  - ドライブレコーダー・車載カメラ搭載車(左折巻き込み事故防止対策)への助成事業の実施。



# プラン2020におけるトラック業界の施策

## 目標の達成に向けて当面講ずべき施策

別表

今後取り組むべき課題	施策
<b>1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築</b>	
<b>(1) 事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化</b>	
<b>① 運輸安全マネジメント制度の適用対象事業者の拡大、貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的実施等、運輸安全マネジメント制度に係る取組の強化</b>	<p><b>【国土交通省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的実施。</li> <li>○認定事業者による運輸安全マネジメント評価を活用し、行政処分を受けた貸切バス事業者の安全管理体制の確認を強化。</li> <li>○トラック事業者・タクシー事業者において、安全管理規程等の届出義務の適用範囲を保有車両台数300両以上の事業者から200両以上の事業者へ拡大。</li> <li>○「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の策定による運輸安全マネジメント制度の更なる普及促進。</li> <li>○民間機関等が実施するセミナーを国土交通省が認定する仕組み（認定セミナー制度）を活用した、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発。</li> <li>○認定セミナーの受講により安全管理体制の構築・強化に取り組んでいることが確認された事業者に対して、監査周期を延長。</li> <li>○運輸安全マネジメント制度の努力義務事業者であっても、第一当事者事故等を惹起し、行政処分を受けた事業者等に対しては、運輸安全マネジメント評価を実施。</li> </ul> <p><b>【バス業界】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施。</li> </ul> <p><b>【タクシー業界】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運輸安全マネジメントを通じた安全文化の徹底。</li> <li>○中小事業者向けの運輸安全マネジメントマニュアルの改訂。</li> <li>○運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会等との連携及び中小規模事業者に対するセミナーの受講促進。</li> </ul> <p><b>【トラック業界】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組の深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。</li> </ul>



<p>②運転者教育の徹底等</p>	<p><b>【国土交通省】</b>  ○講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底。  ○準中型免許制度の創設を踏まえたトラックの指導監督内容の改正、貸切バスのドライブレコーダーを活用した指導監督の実施の義務付け等、新たな指導監督内容の周知徹底。</p> <p><b>【バス業界】</b>  ○初任運転者等に対する実技訓練実施の徹底。</p> <p><b>【タクシー業界】</b>  ○乗務員採用後の社内研修等の充実</p> <p><b>【トラック業界】</b>  ○交通事故防止の意識の高揚を目的とした「トラック追突事故防止マニュアル活用セミナー」及び「交差点事故防止マニュアル活用セミナー」、見直しを行う「ドラレコ活用マニュアル」による「ドライブレコーダ活用セミナー」の全国各地での開催。  ○都道府県協会における初任運転者教育の充実、安全運転研修に対する助成の実施及び、受講の促進。  ○運転技術、安全意識向上のため、ドライバーコンテストの実施。  ○運転者教育のための教育ツールの整備（Eラーニング、点検整備ビデオ等）。</p>
<p>③事業者団体等による業界を挙げた事故防止、マナーアップの取組</p>	<p><b>【バス業界】</b>  ○貸切バス適正化機関と連携し、貸切バス事業の適正化を推進。</p> <p><b>【タクシー業界】</b>  ○「交通事故抑止対策等の徹底と乗員の安全確保に関する決議」（事業者大会決議）による交通安全意識等の定着・向上。  ○交通安全意識高揚のための表彰制度（「交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰」、「優良乗務員表彰」）の活用。</p> <p><b>【トラック業界】</b>  ○全日本トラック協会及び都道府県トラック協会の総会、事業者大会等における交通安全セミナー及び交通安全決議の実施による、交通安全に対する事業者の意識向上の定着促進。  ○各種事故防止キャンペーンの実施（「正しい運転・明るい輸送運動」「年末年始の輸送等に関する安全総点検」等）。  ○事故防止コンクール（運転経歴証明書取得）の全国展開。</p>





(2) 監督等の実効性の向上による違反行為等の是正及び悪質事業者の排除	
① 監査・処分の実効性の向上	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ICTを活用した監査事務の効率化。</li> <li>○厳格化した処分基準に基づく、貸切バスの安全確保に向けての監査の実施。</li> <li>○過去の行政処分歴等を踏まえた、継続的に監視すべき事業者リストを活用した効果的な監査の実施。</li> </ul>
② 適正化機関等民間機関の活用による監査の重点化	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに設置される貸切バスの適正化機関を活用し監査機能を補完し、国による監査の重点化を実施。</li> </ul>
(3) 利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上	
① 利用者が優良事業者を選択するために必要な安全情報等の提供	<p>【バス業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○セーフティバス制度を充実し、利用の促進と周知を実施。</li> </ul> <p>【タクシー業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各都道府県における優良乗務員証などの普及・促進及び利用者へのPR活動。</li> </ul> <p>【トラック業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○Gマーク制度(貨物自動車運送事業安全性評価制度)の普及促進。</li> <li>○引越安心マーク(引越事業者優良認定制度)の普及促進。</li> </ul>
② 歩行者等に対する安全情報の提供	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方自治体の協力を得て高齢者に向けた安全情報の提供等を実施。</li> </ul>
③ 運転者の労働条件改善、担い手確保に向けた働き方改革の取組	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係省庁横断的な検討の場を設け、長時間労働の是正に向けた環境を整備するため、行動計画を策定。</li> </ul> <p>【タクシー業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○過労運転防止に向けた労働環境の構築を目指した指導・監督の実施。</li> </ul> <p>【トラック業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。</li> <li>○改正「標準貨物自動車運送約款」の確実な運用。</li> <li>○「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。</li> </ul>

④荷主等と連携した過労運転をさせない労働環境の構築	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○荷待ち時間等の記録を用いた、過労運転防止に向けての荷主への啓発等を実施。</li> <li>○荷主と事業者が連携して、長時間労働の改善に向けた取り組みを推進。</li> </ul> <p>【トラック業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。(再掲)</li> <li>○改正「標準貨物自動車運送約款」の確実な運用。(再掲)</li> <li>○「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。(再掲)</li> </ul>
⑤適正な運賃收受による安全投資の確保	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運賃・料金の範囲の明確化及び別立收受のための環境整備を実施。</li> </ul> <p>【トラック業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」の開催。(再掲)</li> <li>○改正「標準貨物自動車運送約款」の確実な運用。(再掲)</li> <li>○「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」の推進。(再掲)</li> </ul>
⑥シートベルトの着用徹底のための周知	<p>【国土交通省・各業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シートベルトの着用効果を定量的に示し、実効性のある広報・啓発を実施。</li> </ul>
<b>2. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶</b>	
①飲酒運転に対する行政処分等の強化	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒運転を撲滅するための実効性のある行政処分等の強化を検討。</li> </ul>
②飲酒運転・薬物運転根絶のための指導等の実施	<p>【バス業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒運転・薬物運転根絶を啓発するセミナー等の受講促進。</li> <li>○飲酒運転・薬物運転惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開。</li> </ul> <p>【タクシー業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ASK等の講習会等の啓発。</li> </ul> <p>【トラック業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒運転撲滅運動の推進。</li> <li>○「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発。</li> </ul>
③アルコール依存症の危険性の周知	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発ポスターを活用した周知の実施。</li> </ul>



④運転中の携帯電話・スマートフォン使用防止のガイドライン等の周知徹底	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○講習・セミナー等において、乗務中の携帯電話等の使用禁止の徹底。</li> <li>○事業用自動車の運転者が乗務中に携帯電話等を操作した全ての事案について、監査を実施。</li> </ul> <p>【バス業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止対策を徹底するとともに、事故惹起事業者に対する指導内容と再発防止対策を展開。</li> </ul>
------------------------------------	--

### 3. 自動運転、ICT等新技術の開発・利用・普及の促進

①自動運転等新たな安全技術の開発・普及促進	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○路肩退避方式等の高度なドライバー異常時対応システムや、道路ごとの制限速度に応じて速度制御する自動速度制御装置、事故発生時に自動通報を行うシステム等の開発・普及促進に向けた検討の推進</li> <li>○今後の技術開発の進展を踏まえた、事業用自動車の安全性の向上に資する先進安全技術の開発・普及促進</li> <li>○後付け装置を含めた衝突被害軽減ブレーキ等を搭載する車両に対する購入補助</li> <li>○税制特例措置による先進安全技術の普及促進</li> </ul> <p>【バス業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運転支援装置の導入促進。</li> </ul> <p>【タクシー業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載したタクシー車両の普及・促進。</li> </ul> <p>【トラック業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○衝突被害軽減ブレーキ等のASV関連機器、運行記録計、ドライブレコーダ等の運行管理・支援機器の普及拡大の促進。</li> <li>○衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した都道府県トラック協会の会員事業者(中小企業者)に対する導入助成。</li> </ul>
②自動運転技術等の実用段階に応じた利用環境の整備	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○トラックの隊列走行や自動運転車両による地域公共交通サービスの実現に向けた実証実験や課題整理・検討の推進</li> </ul>
③運行管理の高度化のためのデジタル式運行記録計の普及拡大	<p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○デジタル式運行記録計の普及促進のための補助事業の実施。</li> </ul> <p>【タクシー業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○デジタル式運行記録計の普及拡大のための取組の実施。</li> </ul> <p>【トラック業界】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○デジタル式運行記録計の普及促進。</li> </ul>



<p>④ 確実な点呼、アルコールチェックのためのICT技術の活用の促進</p>	<p>【国土交通省】          ○ICTを活用した新たな点呼の手法を事業者が活用できるよう検討。</p> <p>【トラック業界】          ○高度なIT点呼システムの構築、普及拡大。          ○高機能携帯型アルコールチェッカーの活用、推進。</p>
<p>⑤ 先進安全自動車等に対する整備技術の高度化</p>	<p>【国土交通省】          ○関係業界と連携し、新技术を搭載した先進安全自動車等の高度な整備技術に対応するための、スキャンツール(外部故障診断装置)の普及促進と整備要員の技能向上、整備不良等の防止。</p>
<p>⑥ 健康起因事故の未然防止に必要な医学的知見を踏まえたガイドライン作成によるスクリーニング検査の導入拡大し、運転不能に陥った場合に自動停止するシステムの早期実用化</p>	<p>【国土交通省】          ○セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知。          ○健康起因事故防止対策に必要なスクリーニング検査についてのガイドラインの作成。          ○路肩退避方式等の高度なドライバー異常時対応システムや、道路ごとの制限速度に応じて速度制御する自動速度制御装置、事故発生時に自動通報を行うシステム等の開発・普及促進に向けた検討の推進(再掲)</p> <p>【バス業界】          ○睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査の促進。          ○定期健康診断のデータ等を活用し、乗務員個々の健康等を考慮した点呼の推進。</p> <p>【タクシー業界】          ○SASスクリーニング検査の普及啓発。</p> <p>【トラック業界】          ○健康診断結果を活用した健康管理の徹底。          ○「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」の実施。          ○ドライバーの睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成事業の実施。</p>
<p>4. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策</p>	
<p>① 高齢運転者の特徴を踏まえた事故防止対策</p>	<p>【タクシー業界】          ○高齢運転者の特徴を踏まえた対策の実施。          ○SASスクリーニング検査の普及啓発。          ○健康診断有所見者に対するフォローアップの実施。</p>
<p>② 適性診断の徹底及び受診結果を踏まえた指導・監督、職場環境の整備等</p>	<p>【各業界】          ○適性診断受診の徹底と活用促進。</p>





<p>③高齢歩行者、乗客等の事故を防止するための対策</p>	<p><b>【バス業界】</b>  ○高齢者が安心・安全に乗降できる「ゆとり運転」を徹底するための、ドライブレコーダーを活用した指導体制の構築。  ○高齢者が多い地域、施設等を把握し、点呼時に乗務員に注意喚起するとともに、危険マップ等を作成し、営業所内に貼付。</p> <p><b>【タクシー業界】</b>  ○徘徊老人等の保護等。</p> <p><b>【トラック業界】</b>  ○高齢歩行者が事故被害者となるトラック事故の実態の関係者への周知徹底。  ○高齢歩行者特有の行動(昼間の交差点及び夜間の道路横断)の啓発活動。  ○事業用トラックドライバーに対する高齢歩行者早期認知の呼びかけ。  ○交差点通過時における車両周辺歩行者等の安全確認の励行。</p>
--------------------------------	--

## 5. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

<p>①モード毎や地域毎の特徴を捉えたきめ細やかな事故の分析とその結果に基づく適切な対策の実施</p>	<p><b>【国土交通省】</b>  ○事故統計からの、モード毎の特徴の分析及び対策の検討を実施及び各業界の周知。</p> <p><b>【バス業界】</b>  ◆車内事故の防止(特に発進時の車内事故削減)  ○停留所発進時における安全基本動作の徹底。  ○シートベルト着用促進の啓発活動を実施。</p> <p><b>【タクシー業界】</b>  ◆交差点内事故(出会い頭、人対車両)防止対策と路上寝込み者の轢過事故防止対策  ○信号のない交差点通過時の安全に係る基本動作の習慣化の徹底。  ○運行管理者等による同乗指導。  ○早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行。  ○路上寝込み者発見時の警察への通報と保護活動。  ○各支部・会員団体・所属団体それぞれに「安全対策会議」(仮称)を設置し、事故情報を提供。(個人タクシー)  ○所属団体等の最小団体において、少人数による指導又はKYT等を実施。(個人タクシー)  ○ポスター・ビラ、機関誌、個別指導等による広報、啓発。</p> <p>○すべての座席でのシートベルト着用の徹底。  ○薄暮時の早めのライト点灯。</p>
---	---

	<p><b>【トラック業界】</b>  <b>◆死亡事故件数を各都道府県(車籍別)の共有目標とした取り組みの促進。</b>  ○事業用トラック重点事故対策マニュアル(追突・交差点)の策定。  ○事故防止対策セミナー(追突・交差点)の開催・受講の促進。  ○ドラレコ及びデジタコ等安全管理機器のより積極的な導入の促進。</p> <p><b>◆事故分析及び有効な事故防止対策の検討・活用</b>  ○車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細な事故分析手法への見直しおよび迅速かつ効果的な検証による新たな対策の樹立。  ○事業用トラックによる死亡事故の発生地域別データベースを構築し、事故防止啓発ツールとして活用。</p>
<p>②ドライブレコーダー映像等、事業者が保有する情報を活用した運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等指導監督の徹底</p>	<p><b>【国土交通省】</b>  ○講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知。</p> <p><b>【バス業界】</b>  ○ドライブレコーダー等により得られたデータを交通安全教育及び添乗指導等に活用。</p> <p><b>【タクシー業界】</b>  ○ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育の実施。</p> <p><b>【トラック業界】</b>  ○「ドラレコ導入の手引き」、「ドラレコ活用マニュアル」、「ヒヤリハット集」の製作と、ホームページ上への公開。  ○「ドラレコ活用マニュアル」による、ドラレコ活用セミナーの開催。  ○ドライブレコーダー・車載カメラ搭載車(左折巻き込み事故防止対策)への助成事業の実施。</p>
<p>③重大事故データベースの構築と分析・活用による効果的な安全施策の立案</p>	<p><b>【国土交通省】</b>  ○個別に管理されてきた事業用自動車に関する行政情報をより精度の高い分析を行い、効果的・効率的な指導・監督を実施。</p> <p><b>【トラック業界】</b>  ○交通事故の種類・類型等の詳細分析による傾向と対策の実施。</p>
<p><b>6. 道路交通環境の改善</b></p>	
<p>道路交通環境の改善</p>	<p><b>【国土交通省・警察庁】</b>  ○事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等。  ○通学路における歩道の整備や路肩のカラー舗装、防護柵の設置等。  ○生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い地区において、生活道路への通過交通を抑制するためのハンプや狭さく等の整備による歩行者、自転車の安心・安全の確保。  ○防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設の適切な維持・管理を実施。</p>

